



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

企業局事項

- 沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程 1
- 非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 2

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程 2
- 平成31年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する規程 4
- 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程 5
- 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程 5
- 沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程 22
- 沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 23

議会事項

- 沖縄県議会事務局職員名札はい用規程の一部を改正する訓令 23

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第2号

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 金 城 武

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員就業規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項ただし書中「付与すべきもの」を「与えなければならない」に改め、同条中第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、第5項の次に次の3項を加える。

6 第1項、第2項及び第4項の規定による年次休暇（これらの規定により与えられる年次休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。以下この項から第8項までにおいて同じ。）の日数のうち5日については、1月1日（新たに職員になった者にあっては、新たに職員となった日）から1年以内の期間に、職員ごとにその時期を定めることにより与えるものとする。

7 前項の規定により年次休暇を時期を定めることにより与えるに当たっては、管理者は、あらかじめ、その時期について職員の意見を聴き、これを尊重するよう努めなければならない。

8 第5項の規定により年次休暇を与えた場合における第6項の規定により時期を定めることにより与えるものとした年次休暇の日数については、当該時期を定めることにより与えるものとした年次休暇の日数から、第5項の規定により与えた年次休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日）を減じた日数とする。

第12条の2第1項中「同条第6項」を「同条第9項」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県企業局訓令第2号

非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 金 城 武

非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第2号を次のように改める。

(2) 雇入時間診票

別表第1中「910円」を「920円」に、「1,000円」を「1,010円」に、「1,190円」を「1,200円」に、「1,080円」を「1,090円」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第3号

沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我 那 霸 仁

沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程**(趣旨)**

第1条 この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の2第1項の規定による1箇月以内の一定の期間を平均し1週間当たりの労働時間が同法第32条第1項の労働時間を超えない定め及び当該定めによる沖縄県病院事業局の職員の勤務時間の割振りその他同法第32条の2第1項の規定の適用（以下「変形労働時間制」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(変形労働時間制の対象等)

第2条 沖縄県病院事業局の職員（病院事業局に勤務する地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条に規定する企業職員をいう。以下単に「職員」という。）のうち、業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務は、変形労働時間制とする。

2 この規程において定める変形労働時間制は、毎月1日を起算日とする1箇月単位の変形労働時間制とする。

3 変形労働時間制の対象となる職員（以下「変形労働時間制対象職員」という。）、勤務の種類、始業の時刻及び終業の時刻並びに休憩時間は、別表のとおりとする。

4 変形労働時間制対象職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1箇月の期間を平均し1週間当たり38時間45分とする。

(勤務の割振り)

第3条 院長（沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）第12条に規定する院長をいう。以下同じ。）は、各月ごと、変形労働時間制対象職員ごとに、別表勤務の種類欄に掲げる勤務を割り振り、前条第2項の起算日の7日前までに、変形労働時間制対象職員に通知する。

2 前項の規定による通知は、変形労働時間制対象職員ごとに、当該変形労働時間制対象職員の勤務する日及び割り振られた別表勤務の種類欄に掲げる勤務を記載した表を作成し、これを通知することにより行うものとする。

3 業務の都合その他やむを得ない事情がある場合には、院長は、変形労働時間制対象職員の勤務時間を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

(週休日)

第4条 変形労働時間制対象職員の週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下この条において同

- じ。)は、1月を通じ、変形労働時間制対象職員以外の職員と同じ日数とし、前条第2項の規定により作成する表により通知する。
- 2 変形労働時間制対象職員の週休日は、日曜日から土曜日までの1週間において、少なくとも1日以上とする。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、院長は、業務の都合その他やむを得ない事情がある場合には、同項の規定により通知した週休日を変更することができる。
- (補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、変形労働時間制に関し必要な事項は、病院事業局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、平成31年3月29日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条第1項の規定による通知、同条第2項の規定による表の作成及びこれらに關し必要な手続その他の行為は、この規程の施行前においても、これらの規定の例により行うことができる。

- 3 前項の規定により第3条第1項及び第2項の規定の例による場合において、これらの規定中「各月ごと」とあるのは「平成31年4月の勤務について」と、「変形労働時間制対象職員」とあるのは「平成31年4月以後に変形労働時間制対象職員となる職員」と、「7日」とあるのは「3日」と読み替えるものとする。

(沖縄県病院事業局職員就業規程の一部改正)

- 4 沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

(勤務時間の特例)

第3条の2 職員のうち業務の都合上特別の形態によって勤務する必要がある職員の勤務の労働基準法

（昭和22年法律第49号）第32条の2第1項の規定の適用については、沖縄県病院事業局職員の変形労働時間制の適用に関する規程（平成31年沖縄県病院事業局管理規程第3号）の定めるところによる。

第13条第2項中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

別表（第2条関係）

対象職員	勤務の種類	始業の時刻及び終業の時刻	休憩時間
南部医療センター・子ども医療センター特定集中治療室に勤務する医師	A勤務	午前7時30分から午後4時まで	午後零時15分から午後1時まで
	B勤務	午前8時30分から午後5時まで	午後零時15分から午後1時まで
	C勤務	午前9時30分から午後6時まで	午後零時15分から午後1時まで
	D勤務	午前11時30分から午後8時まで	午後5時から午後5時45分まで
	E勤務	午後5時から翌日の午前10時まで	午後10時から午後10時45分まで及び午前3時から午前3時45分まで
	F勤務	午前7時30分から翌日の午前9時45分まで	午後零時15分から午後1時まで、午後5時から午後5時45分まで及び午後10時から午後10時45分まで
南部医療センター・こども医療センター小児科及び小児集中治療室に勤務する医師	A勤務	午前8時30分から午後5時まで	午後零時15分から午後1時まで
	B勤務	午前8時30分から翌日の午前1時30分まで	午後零時15分から午後1時まで及び午後7時から午後7時45分まで
	C勤務	午前零時から午前8時30分まで	午前4時15分から午前5時まで
	D勤務	午後3時30分から翌日の午前8時30分まで	午後7時から午後7時45分まで及び午前3時から午前3時45分まで

沖縄県病院事業局管理規程第4号

平成31年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇

仁

平成31年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号。以下「給与規程」という。）附則第8項の規定に基づき、平成31年4月1日における沖縄県病院事業企業職員の昇給の号給数の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 紙と規程別表第1から別表第3までのいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。
- (2) 一般職員 紙と規程別表第12に掲げる職を占める職員以外の職員をいう。
- (3) 特定職員 紙と規程別表第12に掲げる職を占める職員をいう。

(平成31年4月1日における職員の昇給の号給数の特例)

第3条 平成31年4月1日において、職員を沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「県職員給与条例」という。）第7条第3項の規定による昇給（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号。以下「初任給等規則」という。）第37条又は第38条に定めるところにより行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（以下この項及び次項において「基準号給数」という。）とする。ただし、前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に紙と規程第5条の10第3項、初任給等規則第25条第2項（初任給等規則第27条において準用する場合を含む。）若しくは第41条の規定により号給を決定された職員の昇給の号給数は、基準号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1ヶ月未満の端数があるときは、これを1ヶ月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1ヶ月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（病院事業の管理者（以下「管理者」という。）の定める職員にあっては、管理者の定める号給数）とする。この場合において、次に掲げる職員は、昇給しない。

- (1) この項ただし書の規定による号給数が零となる職員
- (2) 次項第3号又は第6号に掲げる職員で管理者が昇給させることができないと認めるもの
- 2 職員の基準号給数は、初任給等規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
 - (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 5号給以上（県職員給与条例第7条第5項又は現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）第7条第2項の規定の適用を受ける知事部局の職員の例によることとされる職員（以下この項において「昇給抑制年齢職員」という。）にあっては、1号給以上）
 - (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給（昇給抑制年齢職員にあっては、零）
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下（昇給抑制年齢職員にあっては、零）
 - (4) 勤務成績が特に良好である特定職員 4号給以上（昇給抑制年齢職員にあっては、1号給以上）
 - (5) 勤務成績が良好である特定職員 3号給（昇給抑制年齢職員にあっては、零）
 - (6) 勤務成績が良好であると認められない特定職員 2号給以下（昇給抑制年齢職員にあっては、零）
- 3 管理者の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間における3月31日までの期間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員その他管理者の定める職員については、前項第3号又は第6号に掲げる職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 4 第1項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇

給日の前日にその者が受けている号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は給与規程第5条の12に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（補則）

第4条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第5号

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項及び第3項中「及び第14号」を「、第14号及び第17号」に改める。

第9条第2項中「について」を「において」に改める。

第13条第2項ただし書中「付与すべきもの」を「与えなければならない」に改め、同条中第7項を第10項とし、第6項を第9項とし、第5項の次に次の3項を加える。

6 第1項、第2項及び第4項の規定による年次休暇（これらの規定により与えられる年次休暇の日数が10日以上である職員に係るものに限る。以下この項から第8項までにおいて同じ。）の日数のうち5日については、1月1日（新たな職員になった者にあっては、新たに職員となった日）から1年以内の期間に、職員ごとにその時期を定めることにより与えるものとする。

7 前項の規定により年次休暇を時期を定めることにより与えるに当たっては、局長は、あらかじめ、その時期について職員の意見を聴き、これを尊重するよう努めなければならない。

8 第5項の規定により年次休暇を与えた場合における第6項の規定により時期を定めることにより与えるものとした年次休暇の日数については、当該時期を定めることにより与えるものとした年次休暇の日数から、第5項の規定により与えた年次休暇の日数（当該日数が5日を超える場合には、5日）を減じた日数とする。

第13条の2第1項中「同条第6項」を「同条第9項」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局管理規程第6号

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程

（沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部改正）

第1条 沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第19条の2第2項中「4,200円」を「4,400円」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

病院事業行政職給料表

職員 の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		号 級	給料月額							
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144, 100	194, 000	230, 000	263, 000	288, 900	319, 200	362, 900	408, 100	458, 400
	2	145, 200	195, 800	231, 600	264, 900	291, 100	321, 400	365, 500	410, 500	461, 500
	3	146, 400	197, 600	233, 100	266, 700	293, 400	323, 700	367, 900	413, 000	464, 500
	4	147, 500	199, 400	234, 700	268, 800	295, 500	325, 900	370, 500	415, 400	467, 500
	5	148, 600	200, 900	236, 100	270, 500	297, 400	328, 100	372, 400	417, 300	470, 500
	6	149, 700	202, 700	237, 800	272, 400	299, 700	330, 100	374, 900	419, 600	473, 500
	7	150, 800	204, 500	239, 300	274, 300	302, 000	332, 300	377, 200	421, 700	476, 500
	8	151, 900	206, 300	240, 900	276, 400	304, 200	334, 500	379, 700	423, 900	479, 600
	9	153, 000	207, 900	242, 100	278, 400	306, 100	336, 400	382, 100	425, 900	482, 300
	10	154, 400	209, 700	243, 600	280, 400	308, 400	338, 600	384, 800	428, 000	485, 400
	11	155, 700	211, 500	245, 200	282, 500	310, 600	340, 600	387, 400	430, 100	488, 400
	12	157, 000	213, 300	246, 600	284, 500	312, 900	342, 800	390, 100	432, 200	491, 500
	13	158, 300	214, 700	248, 100	286, 500	315, 000	344, 600	392, 500	433, 900	494, 200
	14	159, 800	216, 500	249, 600	288, 600	317, 100	346, 600	394, 800	435, 700	496, 500
	15	161, 300	218, 200	250, 900	290, 600	319, 300	348, 600	397, 000	437, 700	498, 800
	16	162, 900	220, 000	252, 300	292, 600	321, 400	350, 600	399, 400	439, 700	501, 100
	17	164, 200	221, 700	253, 800	294, 400	323, 300	352, 300	401, 200	441, 600	503, 200
	18	165, 700	223, 400	255, 400	296, 400	325, 300	354, 300	403, 200	443, 400	504, 600
	19	167, 200	225, 000	257, 100	298, 500	327, 300	356, 100	405, 100	445, 200	506, 100
	20	168, 700	226, 600	258, 900	300, 500	329, 300	358, 000	406, 900	446, 900	507, 500
	21	170, 100	228, 000	260, 500	302, 400	331, 000	359, 900	408, 800	448, 700	508, 700
	22	172, 800	229, 700	262, 300	304, 500	333, 100	361, 800	410, 600	450, 200	510, 100
	23	175, 400	231, 300	264, 000	306, 500	335, 100	363, 800	412, 400	451, 600	511, 600
	24	178, 000	232, 900	265, 700	308, 600	337, 200	365, 700	414, 300	453, 100	513, 100
	25	180, 700	234, 000	267, 600	310, 300	338, 600	367, 700	416, 100	454, 500	514, 200
	26	182, 400	235, 500	269, 500	312, 400	340, 500	369, 600	417, 600	455, 800	515, 300
	27	184, 000	236, 900	271, 300	314, 400	342, 400	371, 600	419, 100	457, 100	516, 500
	28	185, 700	238, 200	273, 100	316, 400	344, 300	373, 600	420, 700	458, 300	517, 700
	29	187, 200	239, 500	274, 800	318, 100	345, 900	375, 100	422, 300	459, 300	518, 700
	30	188, 900	240, 700	276, 700	320, 100	347, 800	376, 900	423, 600	460, 000	519, 600
	31	190, 700	241, 700	278, 600	322, 200	349, 700	378, 700	424, 900	460, 800	520, 500
	32	192, 400	242, 900	280, 300	324, 300	351, 500	380, 300	426, 100	461, 500	521, 400
	33	194, 000	244, 200	281, 800	325, 500	353, 400	382, 100	427, 300	462, 200	522, 200
	34	195, 400	245, 300	283, 700	327, 500	355, 200	383, 500	428, 600	463, 000	523, 100
	35	196, 900	246, 500	285, 500	329, 400	357, 000	385, 000	429, 900	463, 700	523, 800
	36	198, 400	247, 800	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600	431, 100	464, 300	524, 300
	37	199, 700	248, 700	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000	432, 300	464, 800	525, 000
	38	201, 000	250, 100	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200	433, 100	465, 400	525, 600
	39	202, 200	251, 500	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400	433, 900	466, 000	526, 400
	40	203, 500	252, 900	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500	434, 700	466, 600	527, 000
	41	204, 800	254, 300	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600	435, 300	467, 100	527, 500
	42	206, 100	255, 700	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800	436, 000	467, 600	
	43	207, 400	257, 100	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000	436, 700	468, 000	
	44	208, 700	258, 400	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100	437, 400	468, 300	
	45	209, 800	259, 600	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800	438, 200	468, 600	
	46	211, 100	260, 900	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500	439, 000		
	47	212, 400	262, 300	305, 500	351, 100	371, 200	398, 200	439, 400		

	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
再任 用職 員以 外の 職員	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600						
	95		295,200	343,100						
	96		295,600	343,500						
	97		295,800	343,700						
	98		296,100	344,100						
	99		296,500	344,500						
	100		296,900	344,800						

平成31年3月29日 金曜日

公 報

(号外第10号)

	101		297, 100	345, 100							
	102		297, 400	345, 500							
	103		297, 800	345, 900							
	104		298, 100	346, 300							
	105		298, 300	346, 800							
	106		298, 600	347, 200							
	107		299, 000	347, 600							
	108		299, 300	348, 000							
	109		299, 500	348, 500							
	110		299, 900	348, 900							
	111		300, 300	349, 200							
	112		300, 600	349, 500							
	113		300, 800	350, 000							
	114		301, 000								
	115		301, 300								
	116		301, 700								
	117		301, 900								
	118		302, 100								
	119		302, 400								
	120		302, 700								
	121		303, 100								
	122		303, 300								
	123		303, 600								
	124		303, 900								
	125		304, 200								
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900	441, 000	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 (第4条関係)

病院事業医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号 級	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
	1	円	247, 900	円	333, 100	円	397, 900	円	471, 700
	2		250, 400		336, 100		400, 800		474, 000
	3		252, 900		339, 000		403, 700		476, 200
	4		255, 400		342, 000		406, 500		478, 500
	5		257, 600		344, 700		409, 100		480, 700
	6		261, 400		348, 000		411, 800		482, 900
	7		265, 200		351, 100		414, 600		485, 100
	8		269, 000		354, 200		417, 300		487, 300
	9		272, 600		357, 000		419, 500		489, 300
	10		276, 600		359, 900		422, 200		491, 400
	11		280, 600		363, 000		424, 800		493, 500
	12		284, 600		366, 200		427, 500		495, 600
	13		288, 400		369, 100		429, 900		497, 700
	14		292, 400		372, 700		432, 400		499, 800
	15		296, 300		375, 900		434, 800		501, 900

	16	300, 200	379, 600	437, 300	504, 000
	17	303, 900	383, 200	439, 300	506, 100
	18	307, 500	385, 900	441, 700	508, 100
	19	311, 000	388, 700	444, 000	510, 100
	20	314, 600	391, 400	446, 400	512, 100
	21	318, 200	394, 200	447, 900	513, 900
	22	321, 900	396, 800	450, 300	515, 700
	23	325, 400	399, 400	452, 600	517, 600
	24	328, 900	401, 800	454, 900	519, 500
	25	332, 400	403, 800	456, 900	521, 200
	26	335, 200	406, 100	459, 200	523, 000
	27	337, 800	408, 300	461, 400	524, 800
	28	340, 400	410, 600	463, 700	526, 600
	29	343, 200	412, 900	465, 800	528, 200
	30	345, 300	415, 000	468, 100	530, 000
	31	347, 500	417, 000	470, 400	531, 800
	32	349, 900	419, 100	472, 600	533, 600
	33	352, 100	421, 000	474, 600	535, 200
	34	354, 500	422, 800	476, 700	537, 000
	35	356, 700	424, 600	478, 800	538, 700
	36	359, 200	426, 600	480, 900	540, 500
	37	361, 400	428, 500	483, 000	542, 100
	38	363, 800	430, 500	484, 800	543, 700
	39	366, 200	432, 400	486, 600	545, 100
	40	368, 400	434, 400	488, 400	546, 700
	41	370, 700	436, 200	490, 100	548, 200
	42	372, 100	438, 000	491, 900	549, 600
	43	373, 600	439, 700	493, 700	551, 000
	44	375, 000	441, 500	495, 500	552, 300
再任用職員以外の職員	45	376, 200	443, 300	497, 100	553, 500
	46	377, 600	445, 100	498, 800	554, 500
	47	379, 100	446, 900	500, 600	555, 500
	48	380, 600	448, 600	502, 400	556, 500
	49	381, 700	450, 400	504, 000	557, 500
	50	382, 700	452, 100	505, 300	558, 400
	51	383, 700	453, 900	506, 600	559, 300
	52	384, 500	455, 700	507, 900	560, 200
	53	385, 400	457, 600	508, 900	561, 000
	54	386, 300	458, 800	510, 200	561, 900
	55	387, 000	460, 000	511, 500	562, 800
	56	387, 900	461, 200	512, 800	563, 700
	57	388, 600	462, 400	513, 800	564, 600
	58	389, 500	463, 400	514, 600	565, 500
	59	390, 300	464, 400	515, 400	566, 400
	60	391, 100	465, 400	516, 200	567, 100
	61	391, 600	466, 200	517, 100	568, 000
	62	392, 100	466, 900	517, 900	568, 900
	63	392, 500	467, 600	518, 800	569, 800
	64	393, 000	468, 300	519, 600	570, 700
	65	393, 300	469, 000	520, 500	571, 600
	66		469, 700	521, 400	
	67		470, 400	522, 100	
	68		471, 000	523, 000	

平成31年3月29日 金曜日

公 報

(号外第10号)

			471,300	523,900	
	69		472,000	524,700	
	70		472,700	525,600	
	71		473,400	526,500	
	72				
	73		473,800	527,300	
	74		474,400	528,200	
	75		475,100	529,100	
	76		475,800	529,800	
	77		476,200	530,600	
	78		476,800	531,500	
	79		477,400	532,400	
	80		477,900	533,300	
	81		478,500	534,100	
	82		479,000	535,000	
	83		479,500	535,900	
	84		480,000	536,800	
	85		480,400	537,600	
	86		481,000	538,500	
	87		481,400	539,400	
	88		481,900	540,300	
	89		482,400	541,100	
	90		483,000		
	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

病院事業医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700

	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000
	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000
	47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500
	48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900
	49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300
	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600
	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900
	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200
再任 用職 員以 外の 職員	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500
	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800
	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100
	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400
	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700
	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000
	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300
	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700
	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900
	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200
	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500
	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800
	65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000

平成31年3月29日 金曜日

公 報

(号外第10号)

	66	233, 300	275, 700	314, 100	336, 500	377, 900	
	67	234, 100	276, 600	314, 900	337, 200	378, 600	
	68	234, 900	277, 700	315, 700	337, 900	379, 200	
	69	235, 600	278, 700	316, 300	338, 600	379, 600	
	70	236, 300	279, 700	317, 000	339, 100	380, 100	
	71	237, 000	280, 800	317, 700	339, 700	380, 600	
	72	237, 600	281, 900	318, 300	340, 300	381, 100	
	73	238, 300	282, 500	319, 000	340, 600	381, 700	
	74	239, 100	283, 200	319, 200	341, 200	382, 200	
	75	239, 900	283, 700	319, 800	341, 700	382, 800	
	76	240, 600	284, 500	320, 400	342, 300	383, 400	
	77	241, 000	285, 300	321, 000	342, 800	383, 900	
	78	241, 600	285, 900	321, 500	343, 300	384, 400	
	79	242, 200	286, 500	322, 000	343, 800	384, 900	
	80	242, 800	287, 100	322, 500	344, 200	385, 400	
	81	243, 100	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700	
	82	243, 500	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200	
	83	243, 900	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600	
	84	244, 200	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000	
	85	244, 500	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400	
	86		289, 500	325, 400	346, 300		
	87		289, 700	325, 600	346, 600		
	88		289, 900	326, 000	346, 900		
	89		290, 300	326, 400	347, 300		
	90		290, 500	326, 800	347, 600		
	91		290, 700	327, 200	348, 000		
	92		290, 900	327, 600	348, 300		
	93		291, 300	327, 900	348, 700		
	94		291, 500	328, 100	349, 000		
	95		291, 700	328, 500	349, 300		
	96		292, 000	328, 800	349, 600		
	97		292, 400	329, 000	349, 900		
	98		292, 700	329, 300	350, 300		
	99		292, 900	329, 600	350, 700		
	100		293, 200	329, 900	351, 100		
	101		293, 500	330, 100	351, 600		
	102		293, 700	330, 400	352, 000		
	103		293, 900	330, 800	352, 400		
	104		294, 200	331, 000	352, 800		
	105		294, 500	331, 200	353, 300		
	106			331, 400			
	107			331, 800			
	108			332, 000			
	109			332, 200			
	110			332, 600			
	111			333, 000			
	112			333, 400			
	113			333, 600			
再任用職員		188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	322, 800

備考 この表は、次に掲げる職員に適用する。

- (1) 調剤又は投薬指導に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理、改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師
- (5) 衛生検査技師その他の病理細菌技術職員
- (6) 臨床工学技士
- (7) 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- (8) 視能訓練士その他の視能技術職員
- (9) 言語聴覚士
- (10) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (11) 前各号に類する医療技術者

病院事業医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 163,000	円 190,500	円 238,500	円 261,100	円 285,900	円 330,100	円 374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700

平成31年3月29日 金曜日

公 報

(号外第10号)

	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600
	41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
	42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
	43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
	44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
	45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
	46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
	47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
	48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
	49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	
	61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300	
	62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200	
	64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
	65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
	66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
	67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
	68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
	70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
	71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700		
	72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300		
	73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000		
	74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500		
	75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100		
	76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600		
	77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000		
	78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600		
	79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100		
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		

	88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600		
	89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900		
	90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300		
	91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800		
	92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200		
	93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600		
	94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400			
	95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800			
	96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100			
	97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700			
	98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200			
	99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700			
	100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200			
	101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800			
	102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300			
	103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800			
	104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200			
	105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800			
	106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300			
	107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800			
	108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300			
	109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900			
	110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300			
	111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800			
	112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300			
	113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900			
	114	293, 700	324, 900	357, 700				
	115	294, 100	325, 300	358, 200				
	116	294, 400	325, 600	358, 600				
	117	294, 700	325, 800	359, 000				
	118	295, 000	326, 100	359, 400				
	119	295, 300	326, 500	359, 900				
	120	295, 700	326, 700	360, 400				
	121	296, 000	326, 900	360, 800				
	122	296, 400	327, 200	361, 300				
	123	296, 700	327, 500	361, 800				
	124	297, 100	327, 800	362, 300				
	125	297, 300	328, 000	362, 600				
	126	297, 500	328, 300					
	127	297, 800	328, 700					
	128	298, 200	328, 900					
	129	298, 400	329, 100					
	130	298, 700	329, 300					
	131	299, 100	329, 700					
	132	299, 500	329, 900					
	133	299, 700	330, 200					
	134	300, 000	330, 600					
	135	300, 400	331, 000					
	136	300, 700	331, 400					
	137	300, 900	331, 700					
	138	301, 200	332, 100					
	139	301, 600	332, 500					
	140	301, 900	332, 900					

	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、病院及び診療所に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第3（第4条関係）

病院事業現業業務従事職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	130,400	181,900	203,600	250,100	279,200
	2	131,300	183,400	204,800	251,300	281,100
	3	132,300	184,900	206,200	252,400	282,900
	4	133,200	186,300	207,500	253,600	284,700
	5	134,200	187,600	208,800	254,500	286,500
	6	135,200	189,100	210,200	255,800	288,300
	7	136,200	190,500	211,600	256,900	290,000
	8	137,200	191,800	213,000	258,100	291,800
	9	138,000	193,200	214,300	259,200	293,300
	10	139,000	194,200	215,900	260,100	295,100
	11	140,000	195,500	217,500	261,300	296,800

平成31年3月29日 金曜日

公 報

(号外第10号)

	12	141, 100	196, 600	218, 900	262, 500	298, 600
	13	141, 900	197, 800	220, 100	263, 500	300, 000
	14	142, 900	198, 900	221, 600	264, 600	301, 700
	15	143, 900	200, 000	223, 100	265, 600	303, 300
	16	144, 900	201, 100	224, 400	266, 600	304, 800
	17	146, 000	202, 100	225, 300	267, 600	306, 300
	18	147, 200	203, 200	226, 000	268, 800	307, 900
	19	148, 400	204, 200	226, 900	269, 900	309, 500
	20	149, 600	205, 200	227, 900	270, 800	311, 200
	21	150, 700	206, 100	228, 800	271, 800	312, 200
	22	151, 900	207, 200	230, 300	272, 900	313, 600
	23	153, 100	208, 300	231, 600	274, 000	315, 000
	24	154, 300	209, 300	232, 700	275, 000	316, 500
	25	155, 500	210, 200	234, 100	275, 800	317, 600
	26	157, 000	211, 100	235, 400	276, 900	319, 100
	27	158, 500	211, 800	236, 700	278, 000	320, 500
	28	160, 000	212, 700	238, 000	279, 100	321, 900
	29	161, 400	213, 600	238, 900	280, 000	323, 500
	30	162, 900	214, 800	240, 100	281, 100	324, 700
	31	164, 400	215, 800	241, 400	282, 100	326, 000
	32	165, 900	216, 700	242, 600	283, 100	327, 200
	33	167, 400	217, 300	243, 700	283, 800	328, 300
	34	169, 200	218, 500	245, 000	284, 700	329, 200
	35	171, 000	219, 600	246, 100	285, 600	330, 300
	36	172, 800	220, 800	247, 300	286, 700	331, 400
	37	174, 600	221, 400	248, 600	287, 300	332, 500
	38	176, 300	222, 600	249, 700	288, 200	333, 600
	39	178, 000	223, 800	251, 000	289, 100	334, 600
	40	179, 700	224, 900	252, 300	290, 000	335, 600
	41	181, 300	225, 800	253, 300	290, 600	336, 600
	42	182, 700	227, 000	254, 600	291, 600	337, 600
	43	184, 000	228, 000	255, 700	292, 600	338, 600
	44	185, 400	229, 100	257, 000	293, 500	339, 600
	45	186, 900	230, 200	257, 800	294, 200	340, 500
	46	188, 200	231, 200	258, 900	295, 100	341, 500
	47	189, 600	232, 300	260, 100	296, 000	342, 500
	48	191, 000	233, 300	261, 100	296, 900	343, 500
	49	192, 300	234, 300	262, 300	297, 600	344, 400
	50	193, 400	235, 400	263, 500	298, 200	345, 300
	51	194, 500	236, 500	264, 700	298, 900	346, 200
	52	195, 700	237, 600	265, 600	299, 700	347, 000
	53	196, 800	238, 700	266, 500	300, 300	347, 800
	54	197, 900	239, 700	267, 600	301, 100	348, 600
	55	198, 800	240, 600	268, 800	301, 800	349, 400
	56	199, 900	241, 400	270, 000	302, 500	350, 100
	57	201, 000	242, 300	270, 800	303, 200	350, 800
	58	202, 000	243, 300	271, 800	303, 900	351, 600
	59	203, 000	244, 300	272, 900	304, 700	352, 400
	60	204, 000	245, 200	273, 900	305, 400	353, 100
	61	205, 100	246, 000	274, 900	306, 000	353, 800
	62	206, 000	246, 900	276, 000	306, 700	354, 500
	63	206, 900	247, 800	276, 800	307, 400	355, 200
	64	207, 800	248, 700	277, 900	308, 100	355, 900

再任用 職員以 外の職 員	65	208, 500	249, 500	278, 700	308, 600	356, 500
	66	209, 300	250, 300	279, 500	309, 100	357, 000
	67	210, 000	251, 100	280, 300	309, 700	357, 500
	68	210, 800	251, 800	281, 100	310, 300	358, 000
	69	211, 200	252, 500	281, 700	310, 900	358, 400
	70	211, 800	253, 100	282, 500	311, 300	358, 900
	71	212, 100	253, 500	283, 300	311, 800	359, 400
	72	212, 600	253, 900	284, 000	312, 300	359, 900
	73	212, 800	254, 100	284, 800	312, 600	360, 300
	74	213, 400	254, 500	285, 500	313, 100	360, 800
	75	213, 900	255, 000	286, 300	313, 600	361, 300
	76	214, 600	255, 500	287, 100	314, 000	361, 800
	77	214, 800	255, 800	287, 700	314, 200	362, 200
	78	215, 500	256, 200	288, 200	314, 500	362, 700
	79	216, 000	256, 700	288, 700	314, 800	363, 200
	80	216, 600	257, 200	289, 100	315, 100	363, 700
	81	217, 300	257, 500	289, 500	315, 400	364, 100
	82	217, 700	257, 800	289, 900	315, 700	364, 600
	83	218, 300	258, 100	290, 400	316, 000	365, 100
	84	219, 000	258, 400	290, 900	316, 300	365, 600
	85	219, 600	258, 600	291, 300	316, 500	366, 000
	86	220, 100	258, 800	291, 900	316, 900	
	87	220, 600	259, 100	292, 500	317, 200	
	88	221, 300	259, 400	293, 100	317, 400	
	89	221, 800	259, 600	293, 400	317, 600	
	90	222, 400	259, 800	293, 900	317, 900	
	91	223, 000	260, 200	294, 400	318, 200	
	92	223, 500	260, 400	294, 800	318, 500	
	93	223, 900	260, 700	295, 200	318, 700	
	94	224, 400	261, 100	295, 700	319, 000	
	95	224, 900	261, 400	296, 200	319, 300	
	96	225, 400	261, 700	296, 700	319, 500	
	97	225, 700	261, 900	297, 000	319, 700	
	98	226, 200	262, 200	297, 400	320, 000	
	99	226, 700	262, 400	297, 900	320, 300	
	100	227, 200	262, 700	298, 400	320, 500	
	101	227, 600	263, 000	298, 800	320, 700	
	102	228, 100	263, 200	299, 200		
	103	228, 700	263, 500	299, 500		
	104	229, 300	263, 800	299, 800		
	105	229, 700	264, 000	300, 100		
	106	230, 200	264, 200	300, 500		
	107	230, 500	264, 500	300, 900		
	108	230, 900	264, 700	301, 300		
	109	231, 100	265, 000	301, 600		
	110	231, 500	265, 300	302, 000		
	111	232, 000	265, 600	302, 400		
	112	232, 400	265, 800	302, 700		
	113	232, 600	266, 000	302, 900		
	114	233, 100	266, 300	303, 200		
	115	233, 600	266, 500	303, 500		
	116	234, 100	266, 700	303, 700		

	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

備考 この表は、電話交換士、調理士、運転士、施設管理技士、用務員及び看護補助員に適用する。

別表第4 (第4条関係)

病院事業特定任期付職員給料表

号級	給料月額
1	円 374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

別表第5 (第4条関係)

病院事業特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 144,100	円 194,000	円 230,000	円 263,000	円 288,900	円 319,200	円 362,900	円 408,100	円 458,400

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての病院事業特定業務等従事任期付職員に適用する。

2 この表の適用を受ける病院事業特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である病院事業特定業務等従事任期付職員で管理者が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、161,300円とする。

別表第6 (第4条関係)

病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表

1 病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 247,900	円 333,100	円 397,900	円 471,700

備考 この表は、医師及び歯科医師である病院事業特定業務等従事任期付職員に適用する。

2 病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 149,000	円 186,900	円 222,100	円 248,100	円 279,900	円 327,000

備考 この表は、次に掲げる病院事業特定業務等従事任期付職員に適用する。

- (1) 調剤又は投薬指導に従事する薬剤師
- (2) 栄養管理、改善に従事する栄養士
- (3) 診療放射線技師及び診療エックス線技師
- (4) 臨床検査技師
- (5) 衛生検査技師その他の病理細菌技術職員
- (6) 臨床工学技士
- (7) 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- (8) 視能訓練士その他の視能技術職員
- (9) 言語聴覚士
- (10) 歯科衛生士及び歯科技工士
- (11) 前各号に類する医療技術者

3 病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 163,000	円 190,500	円 238,500	円 261,100	円 285,900	円 330,100	円 374,100

備考 1 この表は、病院及び診療所に勤務する助産師、看護師及び准看護師である病院事業特定業務等従事任期付職員に適用する。

2 この表の適用を受ける病院事業特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、208,100円とする。

別表第12の2を次のように改める。

別表第12の2（第8条の2関係）

期間の区分	月 額
(1) 採用の日から16年間	344,500円（精神科を本務とする医師にあっては、365,600円）
(2) (1)の期間が終了する日の翌日から1年間	340,100円（精神科を本務とする医師にあっては、361,200円）
(3) (2)の期間が終了する日の翌日から1年間	335,700円（精神科を本務とする医師にあっては、356,800円）
(4) (3)の期間が終了する日の翌日から1年間	331,300円（精神科を本務とする医師にあっては、352,400円）
(5) (4)の期間が終了する日の翌日から1年間	326,900円（精神科を本務とする医師にあっては、348,000円）
(6) (5)の期間が終了する日の翌日	322,500円（精神科を本務とする医師にあっては、343,600円）

から1年間	
(7) (6)の期間が終了する日の翌日 から1年間	310,500円 (精神科を本務とする医師にあっては、331,600円)
(8) (7)の期間が終了する日の翌日 から1年間	298,300円 (精神科を本務とする医師にあっては、319,300円)
(9) (8)の期間が終了する日の翌日 から1年間	286,500円 (精神科を本務とする医師にあっては、307,600円)
(10) (9)の期間が終了する日の翌日 から1年間	274,500円 (精神科を本務とする医師にあっては、295,700円)
(11) (10)の期間が終了する日の翌日 から1年間	262,500円 (精神科を本務とする医師にあっては、283,600円)
(12) (11)の期間が終了する日の翌日 から1年間	247,300円 (精神科を本務とする医師にあっては、268,400円)
(13) (12)の期間が終了する日の翌日 から1年間	232,500円 (精神科を本務とする医師にあっては、253,800円)
(14) (13)の期間が終了する日の翌日 から1年間	217,600円 (精神科を本務とする医師にあっては、238,900円)
(15) (14)の期間が終了する日の翌日 から1年間	202,300円 (精神科を本務とする医師にあっては、223,600円)
(16) (15)の期間が終了する日の翌日 から1年間	185,200円 (精神科を本務とする医師にあっては、206,300円)
(17) (16)の期間が終了する日の翌日 から1年間	167,700円 (精神科を本務とする医師にあっては、189,100円)
(18) (17)の期間が終了する日の翌日 から1年間	150,600円 (精神科を本務とする医師にあっては、172,000円)
(19) (18)の期間が終了する日の翌日 から1年間	120,400円 (精神科を本務とする医師にあっては、141,800円)
(20) (19)の期間が終了する日の翌日 から1年間	93,100円 (精神科を本務とする医師にあっては、114,700円)

第2条 沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に、「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」を「100分の110」に改め、同条第3項中「「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする」を「「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附則第7項を削り、附則第8項を附則第7項とし、附則第9項を附則第8項とする。

附 則

(施行期日等)

- この規程は、平成31年3月29日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（沖縄県病院事業企業職員給与規程（以下「給与規程」という。）第22条の改正規定を除く。）による改正後の給与規程の規定並びに次項及び附則第4項の規定は平成30年4月1日から、第1条の規定（給与規程第22条の改正規定に限る。）による改正後の給与規程の規定は同年12月1日から適用す

る。

(適用日前の異動者の号給の調整)

3 この規程の施行に伴う平成30年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員の同日における号給については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第64号）附則第3項の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

(給与の内払)

4 第1条の規定による改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

沖縄県病院事業局管理規程第7号

沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県病院事業管理者
病院事業局長 我那覇仁

沖縄県病院事業局財務規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第47条第1項第2号中「公社・公団」を「独立行政法人又は公社」に改め、同項第6号中「購入又は借入れをし難い」を「取得し、借り入れ、又は使用しがたい」に改め、同項に次の1号を加える。

(15) 株式会社ゆうちょ銀行に支払う経費

第47条第2項中「第14号まで」を「第13号まで」に改める。

第48条第1項第1号中「公社・公団」を「独立行政法人又は公社」に改める。

別表第3中「2万円」を「一品3万円」に改める。

「別表第4中

非常災害のため即時支払を必要とする経費	直接支払をする職員
---------------------	-----------

 を」

官公署に対して支払う経費	直接支払をする職員
事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事務経費	直接支払をする職員
非常災害のため即時支払を必要とする経費	直接支払をする職員
電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費	直接支払をする職員
電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費	直接支払をする職員

に、「公社・公

団」を「独立行政法人又は公社」に、「購入又は借入れをし難い」を「取得し、借り入れ、又は使用しがた

い」に、「医療事故に係る患者又は遺族に対する見舞金等に要する経費」を

医療事故に係る患者又は遺族に対する見舞金等に要する経費	
剖検に要する献体提供遺族に対する謝礼金	
株式会社ゆうちょ銀行に支払う経費	

に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第2号

沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇仁

沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	「	910円	」	を	「	920円	」	に改める。
		1,020円				1,030円		
		940円				950円		
		940円				950円		
		1,210円				1,220円		
		1,020円				1,040円		
		920円				930円		

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

議会事項

沖縄県議会訓令第2号

沖縄県議会事務局職員名札はい用規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成31年3月29日

沖縄県議會議長 新里米吉

沖縄県議会事務局職員名札はい用規程の一部を改正する訓令

沖縄県議会事務局職員名札はい用規程（昭和56年沖縄県議会訓令第2号）の一部を次のように改正する。第1条中「非常勤及び臨時の任用職員を除く。」を削る。

第2条中「制式は、」の次に「原則として」を加える。

第3条ただし書中「主管課長」を「所属長」に改める。

第4条中「なつた」を「なった」に改める。

第6条中「なくなつた」を「なくなった」に改める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日 金曜日

公 報

(号外第10号)

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
--